

序說 國際貿易と國際金融

序説 国際貿易と国際金融

岡 安 仁 美 著

世 界 書 院

【著 者 紹 介】

おか やす ひと よし
岡 安 仁 美

略 歴 和光大学経済学部助教授
翻 訳 W・C・ゴードン 国際貿易 文雅堂銀行研究社
編 書 貨幣金融論 法学書院
共 著 最新経済辞典 法学書院
新経済学入門 世界書院

序説国際貿易と国際金融

昭和49年4月10日 初版第1刷発行 定価 1,600 円

著 者 岡 安 仁 美
発行者 伊 藤 武
印刷所 株式会社太平印刷社

発行所 株式 会社 世 界 書 院

東京都千代田区神田神保町1の62
電 話 東 京 (294) 5221 (代)
振 替 口 座 東 京 42777 番

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

は　じ　め　に

本書の内容は、国際貿易の分野と国際金融の分野の両面にわたっている。「序説国際貿易と国際金融」という書名にしたのは、国際金融を論ずる上で、当然のことながら国際貿易上の諸問題と関連するところが多いからである。国際金融に関する諸問題が大きくとりあげられるようになったのは、特に第2次大戦以後であるが、これに関する論議は、ますますさかんになりつつある。たとえば、現代の中心的話題となっている国際通貨に関する問題もその一つである。本書は、これらの諸問題を総括的に解明するための理論的基礎を提起し、あわせて勉学の一助にしたいと考えて執筆したものである。これまで何年も国際金融の講義を担当し、何冊ものすぐれた書籍を教科書として使用してきた。それらは、本書を執筆するさいに、無意識のうちに私の観念を支配し、本書の土台になっていると思う。先進の労を多としなければならない。本書では、特にW・C・ゴードン教授の輸出入に関する関税の影響についての理論と輸入維持に関する理論を記載した。諸事に追われながらの短期間の執筆だったので、なお足りない部面があるかもしれない。もちろん、もし機会を得ることができれば、内容の追加も修正もする予定でいるが、諸氏の有益なるご批評をいただき、今後の精進に資することができれば幸甚である。稿を脱するにあたり、明治大学名誉教授春日井薫博士、和光大学経済学部長関末代策博士の学恩に対し、深い謝意を捧げる次第である。また、本書の刊行にさいし、世界書院編集部の本谷高哲氏に多大の激励を受けた。あらためてお礼を申し上げたい。

目 次

はじめに

第1章 序 説

第1節 自由貿易論	1
第2節 比較生産費説	16
第3節 相互需要説	21
第4節 相互需要曲線	28
第5節 効用概念による交換理論	31

第2章 交 易 条 件

第1節 ヴァイナナーの交易条件	35
第2節 運送費と交易条件	36
第3節 関税と交易条件	40

第3章 関 税

第1節 関税の分類	47
第2節 関税の歴史	50
第3節 輸出入に対する関税の影響	56

第4章 輸 入 維 持 論

第1節 輸出刺戟の限界	57
第2節 輸入維持論	63

第5章 外 国 為 替

第1節 内国為替と外国為替	69
---------------------	----

第2節	外国為替市場と為替取引	79
第3節	外国為替相場	84
第6章 外国為替学説		
第1節	国際貸借説	111
第2節	購買力平価説	112
第3節	為替心理説	117
第7章 国際金本位制度		
第1節	金本位制度	121
第2節	国際金本位制度の成立	123
第3節	国際金本位制度の崩壊	128
第4節	国際金本位制度崩壊後の為替政策	131
第8章 国際的協調と協定		
第1節	国際通貨基金	139
第2節	国際復興開発銀行	156
第3節	関税および貿易に関する一般協定	157
第9章 国際通貨問題		
第1節	国際貿易増強計画	159
第2節	ドル危機	166
第3節	ドル防衛	171
第4節	金価格引上論	177
第5節	国際中央銀行案	183
第6節	SDR	188

第1章 序 説

第1節 自由貿易論

1 富に対するスミスの見解

アダム・スミス (Adam Smith 1723—1790) の国富論は、「分業について (Of the Division of Labour)」にはじまる。⁽¹⁾しかし、スミスは、これに入る前に、冒頭における「緒言と本書のプラン (Introduction and Plan of the Work)」において、つぎのようにいう。「一国民の年々の労働は、その国民が年々消費する生活上のすべての必需品と便利品を供給する本源であり、そしてそれは、常にその労働の直接の生産物か、もしくは、その生産物で他の国民から購入されるものから成る。したがって、この生産物、もしくはそれをもって購入されるものの、それを消費することになっている人数に対する比率が大きいか小さいかによって、その国民は、その国民が必要とするすべての必需品と便利品を充分に供給されるか否かが決められる。⁽²⁾これによって明らかのように、スミスは、富の性質について、年々消費する必需品と便利品であるといい、その原因については、年々の労働であるといった。このことは、スミスの経済思想の一つの基底として重要視されるべきものである。年々という語を用いているのは、一国民の富を従来蓄積されてきたものとみなすのではなく、一定期間に生産されるものとみなすことを示している。またそこでは、一国の富は、国民全体の総計の富によるのではなくて、その構成員の平均の富によって計算されるということも示されている。

スミスは、このような基本的立場から、重商主義に対する痛烈な批判を加

える。すなわち、国富論第四篇第一章「商業主義または重商主義の原理について (Of the Principle of the Commercial or Mercantile System)」において、「重商主義では、富むということは貨幣を取得することである。要するに通常のことばでは、富と貨幣は、いずれの点においても同義のもののみなされている。富者と同じように、富国とは、貨幣が豊富な国と考えられている。そしていかなる国においても、金銀を蓄積することが、国を富ますのに最もよい便法であると考えられている⁽³⁾」といい、重商主義が、基本的な富を形成するものとして、金銀（貨幣）を考えていたことを説明している。スミスによれば、重商主義は、富と、貨幣すなわち金銀とを同一視し、金銀を蓄積することが国を富ます道に通ずるという誤った富の概念に立脚していた。さらにスミスは、「重商主義においては、富は金銀から成るということと、これらの金属は鉱山をもたない国では貿易差額によってのみ、すなわち、輸入する価値よりも大きな価値を輸出することによってのみ取得することができるという二つの原理が確立されていたので、国内消費用の外国品の輸入をできるだけ減少させ、国内産業の生産物の輸出をできるだけ増加させることが、必然的に経済政策の大目的になった。したがって、国を富ますための経済政策の二大方法は、輸入に課する制限と輸出に対する奨励とであつた⁽⁴⁾」といい、重商主義が貿易差額説を重んじていたことを説明した。しかし、スミスによれば、国民の富は金銀にあるのではなくて、年々消費する必需品と便利品にある。そして「貨幣は、疑もなく常に国民資本の一部をなすものであるが、一般的にそのわずかな一部をなすもの⁽⁵⁾」である。しかも、「自国に鉱山をもたない国は、自国にブドウ園をもたない国がブドウ酒を外国から取得しなければならないのと同様に、たしかに外国から金銀を取得しなければならないのであるが、政府の注意が、ブドウ酒のほうへ向けられる以上に金銀に向けられるべきであるという必要はないように思われる。ブドウ酒を買う手段をもっている国は、必要とするブドウ酒をいつでも入手することができるであろう。そして金銀を買う手段をもっている国は、決してこれらの金属の不足に陥らないであろう。金銀は、他のすべての商品と同じように、ある一定の代価を払えば買える

はずのものである。そして金銀は、他のすべての商品の代価であるのと同様に、他のすべての商品は、これらの金属の代価である。われわれは、政府の注意がなくても、自由貿易が、必要なブドウ酒をいつでもわれわれに供給してくれることを全く安心して信頼する。そしてわれわれは、自由貿易が、商品流通においてもその他の用途においても、購入したり用いたりすることのできるすべての金銀をいつでもわれわれに供給してくれることを同じく安心して信頼することができるのである。⁽⁶⁾金銀は、他のすべての商品を提供して容易に入手できるものである。したがって、余分に蓄積しようとするのは無意味であるという。また他方では、「もし金銀を購入する手段をもっている 国において金銀が不足しているならば、いつでもいかなる他の財貨の場合よりも多くのそれに代る便法がある。もし製造品の原料が不足しているならば、その工業は休止しなければならない。もし食糧が不足しているならば、その国民は餓死しなければならない。しかし、もし貨幣が不足しているとしても、多くの不便はあるが物々交換でそれに代えることができる。商人は、信用で売買をし、月に一度または年に一度、相互に信用を決済すれば、不便を少なくして不足する貨幣を補うことができるであろう。整った制度のもとでの紙幣が代りに用いられれば、いかなる不便もないのみならず、ある場合には、ある種の利益を生むであろう。したがって、あらゆる観点から、政府の注意が一国内の貨幣量の保持や増加をみまもるために向けられるのは無駄である⁽⁷⁾」といい、国内で必要とする金銀の量は、整った制度のもとでの紙幣でも代用とすることができるということをつけ加えている。そして、「人々が貨幣を求めるのは、貨幣自体が欲しいためではなくて、それで購入することのできるものが欲しいためである⁽⁸⁾」と結んでいる。

このようにして、スミスは、国民の富とは年々消費される必需品と便利品であるとし、金銀などの貴金属を富と考えた重商主義の思想に対立した。また重商主義において、富の原因は海外から金銀を流入させる外国貿易にあるとしたのに対し、それを労働に求めたのである。

註 (1) 経済学の創始者といわれるスミスは、1723年に、スコットランドの海岸にあるカーコーディ (Kirkcaldy) という小都市に生れた。スミスがグラスゴー大学の学生時代に、彼に非常に深い感銘を与えたのは、道德哲学の教授フランシス・ハチソン (Francis Hutcheson) の講義であった。ハチソンは、道德哲学の一部門として経済学の講義をしていた。また、スミスは、哲学者デヴィッド・ヒューム (David Hume) と生涯の親交を結んだといわれるが、「人性論」の著者ヒュームは、スミスの思想形成に大きな影響を与えた。スミスは、1751年に、グラスゴー大学に招かれて論理学の教授となった。しかし、ハチソンの後任で、道德哲学の講義を担当していたトオマス・クレイギイ (Thomas Craigie) の死去により、1752年から1763年までの12年間は、同大学において道德哲学の講義を担当した。彼の弟子ジョン・ミラー (John Millar) の伝えるところによると、彼による道德哲学の体系は、つぎの四つの部門から成っていた。第一部 自然神学 (Natural Theology) は、神の存在と属性の証明、宗教の基礎となる人心の原理の考察である。第二部 倫理学 (Ethics) は、主として彼の後年の著書「道德情操論 (The Theory of Moral Sentiments)」が内容である。第三部 正義論 (Justice) は、道德のうち特に正義に関する説明である。第四部 経済学は、後に国富論の内容となったものであるという。スミスは、1763年に大学を去って、若いバックルー公 (Duke of Buccleuch) の師となり、翌年、公とともに海外に渡り、主としてフランスで生活した。フランスにおいて、フランソワ・ケーネー (François Quesnay) をはじめ、他の重農主義者たちとも親交を結び、チュルゴー (Turgot) とともに語り合った。1766年に帰国後、著述に専念し、1776年に国富論を公刊した。国富論は、正しくは「諸国民の富の性質および原因に関する研究 (An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations)」という。

(2) Adam Smith, the Wealth of Nations, The Modern Library, New york, Ivii.

(3) *ibid.*, p.398

(4) *ibid.*, p.418

(5) *ibid.*, p.406

(6) *ibid.*, p.404

(7) *ibid.*, p.405—406

(8) *ibid.*, p.407

2 分業論

スミスによれば、「富の原因は労働であるが、富の大小は、いかなる国民でも労働生産力の大小、すなわち、第一に、労働するときの熟練・技巧・判断と、第二に、有用な労働に従事する人々の数とそれに従事しない人々の数との割合によって決まる⁽¹⁾」。そしてスミスは、労働生産力増進の原因を分業に求めた。スミスは「労働生産力における最も大きな増進と、いかなる労働でもその熟練・技巧・判断の大部分は、分業の結果であるように思われる⁽²⁾」とし、つぎのようなピン製造の例を用いて分業の利益を説明した。すなわち、「この仕事（分業がこれを一つの独立の職業とした）のための教育を受けず、また、それに用いる機械（その発明をしたのも同じくこの分業であろう）の使用法も知らない労働者は、おそらく最高に勤勉にやっても、1日1本のピンをつくることさえできないであろう。まして1日に20本をつくることができないのはたしかであろう。しかし、この仕事が現在営まれている方法では、その全事業が一つの特定の専業であるばかりでなく、多くの部門に分割され、この分割された部門の大部分は、なおまたそれぞれ特定の業務である。1人は針金を引き出し、つぎの1人はそれをまっすぐにし、3番目の人はそれを切り、4番目の人はそれを尖らし、5番目の人は頭をつけるための上部をとぐ。頭をつけるには、二、三の別々の操作を必要とする。頭をつけるのは一つの特定の仕事であり、ピンを白くするのもそうである。ピンを紙に包むのは、それだけでも一つの仕事である。ピンをつくる重要な仕事は、このようにして約18の別々な作業に分かれ、これらの作業は、ある製造所では、全部が別々の人手で行なわれる。もっとも他の製造所では、同じ人が、時には二つか三つの作業を兼ねて行なうようなこともあるが。私は、この種の小さな製造所をみたことがある。そこでは、わずかに10名しか雇われておらず、そして彼等の中のある者は、1人で二、三の別々の作業を兼ねていた。しかし、彼等は非常に貧困で、したがって、必要な機械の設備もどうしてもよいようであつたけれども、彼等が精を出すと、1日に約12ポンドのピンをつくること

ができた。1 ポンドには、4000本以上の中型のピンがある。したがって、これら10人の者は、彼等で1日に48,000本以上のピンをつくることができたわけである。それゆえ、各人が48,000本の10分の1をつくることになるから、各人は、1日に4,800本のピンをつくると考えられる。しかし、もし彼等全員が別々に独立して働くとし、誰もこの特殊な仕事の教育を受けていなかったならば、各人が1日に20本、いやおそらく1本のピンでさえも、つくることができないことになっていたであろう。さまざまな作業の適切な分割と結合により、現在、彼等がなすことのできるものの240分の1、いや、おそらくその4,800分の1もつくることができなかったであろう⁽³⁾。以上の例は、ある製造所内における分業の利益を説明したものである。しかし、スミスのいう分業には、二つの概念が含まれている。一つは、労働の技術的分業（作業分業）であり、他の一つは、労働の社会的分業（職業分業）である。スミスによれば、「さまざまな職業や雇用の相互分離は、労働生産力の増進という利益があるために生ずるものであり、それはまた、一般に産業と文化の発達した諸国においてすすんでいる。そして未開社会の1人の仕事は、進歩した社会では数人の仕事になっている⁽⁴⁾。また、「分業の結果、同じ人数でなしうる仕事の量がこのように増加するのは、つぎの三つの事情による。第一は、労働者の技巧の増進、第二は、ある種の仕事から他の種の仕事へ移るときに失われる時間の節約、第三は、諸機械の発明である⁽⁵⁾。

ところでスミスは、「そのように多くの利益を生ずる分業は、もともと、それがもたらす一般的富裕を予知し意図する人知の結果ではない。分業は、そのような広範な効用を考えない人間本来の一つの性向から、非常に緩慢で漸進的であるが必然に生ずる結果である。それは、ある物を他の物と取り引きし、⁽⁶⁾ 交易し、交換する性向である」という。交換は、人間本来の性向から生じたものであり、またそのような性向が人間に具備しているから、人間は自己の生産物と他人の生産物を交換することができるのであるというわけである。しかもスミスは、このような交換の性向は、利己心によって刺戟されるという。すなわち、「人間は、ほとんど絶えず同胞の助力を必要とするが、人

の仁愛だけからそれを期待するのは無駄である。彼が自分の利益のために他人の自愛心を刺戟し、そして彼が他人に求めているものを彼のために他人がすることは、彼等自身の利益になることを彼等に示すことができるならば、いっそう効果がありそうである。他人に何かの取引きを申し出る者は誰でも、そうしようと思っている。私の欲しいものをください。そうすれば、あなたの欲しいこれを差し上げます。ということがそのような申し出の意味である。このようにして、われわれは、おおかたの必要な世話を互に受けるのである。われわれが夕食をとることができるのは、肉屋や酒屋やパン屋の仁愛によるのではなくて、彼等が彼等自身の利益をはかるからである。われわれは、彼等の慈悲に訴えないで彼等の自愛心に訴え、そして彼等に対し自分の必要を説かないで彼等の利益を説く⁽⁷⁾。以上にみられるように、交換の性向は、利己心によって刺戟される。他人の利益を考えて生ずるものではないわけである。そして「分業を生ずるのは交換力であるから、分業が行なわれる程度は、常にその力の程度、換言すれば市場の大小によって制限される⁽⁸⁾。また「水運の便によって、陸運のみによる場合よりも広範な市場が各種の産業に開かれるので、各種の産業が自然に細分化し発達しはじめるのは、海岸や船の通える河川の沿岸である⁽⁹⁾」。

スミスは、分業の原因を交換するという一つの性向に求め、それが利己心と結びついて、経済行為がなされるとする。交換行為がなされるときは、他人の利己心に訴えると同時に自己の利己心を満足させる。交換の奥には利己心が結びついていてというのである。

註 (1) Adam Smith, the Wealth of Nations, The Modern Library, New York, Ivii.

(2) ibid., p.3

(3) ibid., p.4—5

(4) ibid., p.5

(5) ibid., p.7

(6) ibid., p.13

(7) *ibid.*, p.14

(8) *ibid.*, p.17

(9) *ibid.*, p.18

3 自由貿易論

重商主義においては、一国の富は金銀より成るというのであるから、鉱山のない国では、貿易差額によって金銀を入手する以外にない。そのための経済政策の二大方法は、輸入に課する制限と、輸出に対する奨励であった。そしてこれらの目的のために、輸入制限の側では、高関税・輸入禁止、輸出奨励の側では、戻税・輸出奨励金・有利な通商条約・植民地建設などの手段がとられた。まずスミスは、高関税と輸入禁止によって国内の同種産業を保護する手段に反対した。「高関税と輸入禁止により保護すれば、大なり小なり独占が生じる。国内市場のこの独占は、独占を得た特定産業にしばしば大きな奨励を与え、独占がなかった場合に比し、その社会の労働および資本のより大きな分前をその産業に向けることは明らかである。しかし、それが、その社会の全般的産業活動を増進させたり、また、その産業全般を最も有利な方向に導く傾向にあるかどうかは、おそらく、それほど明らかではない。その社会の全般的産業活動は、その社会の資本の高によって制限される。いかなる社会においても、商業上の規制によって、その社会の資本の維持しうる以上に産業活動の量を増加させることはできない。商業上の規制は、それがなければ行かなかった方向へ産業活動の一部をそらすだけである。この人為的方向が、その社会にいっそう有利であるとはいえない。各個人は、自分の自由になる資本であれば、最も有利な用途を見つけるために、絶えず努力している。実際に彼が目標とするところは、自分自身の利益であって、その社会の利益ではない。しかし、自分自身の利益の追求は、自然に、むしろ必然に、自分がその社会のために最も有利な用法を選ぶことになる。外国産業よりも国内産業の支持を選ぶことによって、彼は、ただ自分自身の安全をはかろうとする。そしてその産業を、その生産物が最大の価値をもつようにす

ることによって、彼は自分自身の利得をはかろうとする。そして彼は、この場合にも他の多くの場合と同じように、一つの見えざる手 (an invisible hand) によって導かれ、彼の意図の一部にもなかった一目的を果たすことになる。それが彼の意図の一部にもなかったということは、その社会のために必ずしもわるいことではない。彼は、自分自身の利益を追求することによって、自分が真にその社会の利益を増進しようとするときよりも効果的に、それを増進することがしばしばある。社会の福利のために事業をするようなふりをした人々が、多くの福利をもたらした例はない。個人の自由な活動を許し、自由に自分の利益を追求させれば、それが社会全般の利益を増進させることになる。いかなる種類の国内産業に自分の資本を用いたらよいか、そしてそれらの国内産業の中でその生産物が最大の価値をもちそうなのはどれか、ということについて、各個人は、いかなる政治家あるいは立法者よりも、それぞれよく判断することができるのは明らかである。いかなる方法で自分の資本を用いるべきかを私人に指図しようとする政治家は、自ら最も不必要な注意を与えることになる。ある特定の技術あるいは製造業において、国内産業の生産品に国内市場の独占を与えることは、ある程度まで、いかなる方法で自分の資本を用いるべきかを私人に指図することであり、そしてほとんどすべての場合に、無用な、あるいは有害な規制となるにちがいない。国内生産物が外国産業の生産物と同じように安く国内市場に提供できるならば、その規制は明らかに無用である。私人が一家を治める上に用いる賢明さは、一大王国を治める上においても愚かなことであるはずはない。もしある外国が、ある財貨を、われわれ自らつくるよりも安くわれわれに供給することができるとすれば、われわれは、この外国に比して、いくらかわれわれの得意な方法を用いた自国産業の生産物の一部を以て、この財貨をその外国から買うほうがよい。温室、温床、温壁などを用いれば、スコットランドでも極く良質のブドウをつくることができる。そしてまた、少なくとも同質のブドウ酒を外国から輸入する費用の約 30 倍をかければ、極く良質のブドウ酒をそのブドウからつくることができる。スコットランドでボルドウ産の赤ブドウ酒やバ

ーガンディの醸造を奨励するということだけのために、外国産ブドウ酒の全輸入を禁止する法律が合理的であろうか。自国で需要される同量の財貨を外国から購入するのに要するところよりも30倍も多い自国の資本と労働を、ある事業に向けることが、明らかに不条理であるとするならば、自国の資本や労働を30分の1あるいは300分の1でも何かそのような事業に向けることは、それほど目立たないけれども、なおたしかに同種の不条理があるにちがいない。一国が他国に対してもつ長所が、自然的のものであっても後天性のものであっても、この点においては無関係である。一国がこれらの長所をもち、他国がそれに欠けているかぎり、後者は自らつくるよりもむしろ前者から買うほうが常に得策である⁽¹⁾。以上にみられるように、スミスは、分業の利益を得るためには、自由放任・自由貿易が必要であると説き、分業や専門化を奨励する一つ的手段として、自由貿易を唱えたのである。しかしながら、スミスは、自由貿易の実現は容易でないと考えていた。それは、多くの私的利害関係、特に商人と製造業者がこの主張に反対するということからである。スミスは、国富論第四篇第八章重商主義の結論(Conclusion of the Mercantile System)において、つぎのようにいっている。「消費は、すべての生産の唯一の終局目的である。そして生産者の利益は、消費者の利益を増進するのに必要なかぎりにおいてのみ考えられるべきである。この格言は、全く完全に自明のものであって、証明しようとするのもおかしいほどである。しかし重商主義においては、消費者の利益はほとんど絶えず生産者の利益のために犠牲にされている。重商主義は、消費ではなく生産を商工業の究極の目標であり目的であると考えているように思われる。そして重商主義全体の案出者が、消費者ではなくて生産者であることは確信できるが、生産者階級の中で、商人と製造業者こそ、その主たる設計者である⁽²⁾」。

ただし、スミスは、以上のような主張の中でも、国内産業の奨励のために外国の産業にある種の負担を課すことが、一般に有利な場合を二つ認めている。第一は、ある特殊な産業が国防上必要な場合である。たとえば、イギリスの国防は、その海員および船舶の数の多少に依存するところが非常に大き

い。したがって、航海条令が、外国船の航海に対し、ある場合には絶対禁止を、ある場合には重い負担を課すことにより、イギリスの海員と船舶に自国の貿易の独占を与えようと努力したのは極めて適切であるということである。この航海条令の要点を簡単に叙述すれば、つぎのとおりである。(1)所有者、船長および船員の4分の3がイギリス人でないすべての船は、イギリス領居留地および植民地と貿易をすること、あるいはイギリスの沿岸貿易に従事することを禁止する。(2)嵩のある財貨の輸入は、前述の条件を満たしている船舶か、これらの財貨の原産国の船舶で所有者、船長および船員の4分の3がその特定原産国出身である場合にのみイギリスに輸入させる。後者の種類の船舶で輸入する場合には、その輸入品は2倍の外人税を課せられる。(3)嵩のある財貨の輸入は、その原産国以外の国からは、たとえイギリス船によっても、禁止される。(4)各種の塩漬魚類、鯨のひれ、鯨のひげ、鯨油、鯨脂は、イギリス船が捕獲し、イギリス船上で加工したもの以外は、イギリスへ輸入するさいに2倍の外人税を課す。⁽³⁾以上のような諸規定の制定は、主として商敵オランダを目的にしたものであった。これによって、オランダ船の仲継貿易やオランダ諸港経由のイギリス船の仲継貿易を阻止しようとし、同時にイギリスの安全を危うくするオランダの強大な海軍の制海権を減殺しようとしたのである。スミスは、国防は、富裕よりもはるかに重要であると述べている。⁽⁴⁾また、スミスは、国防は富裕を保証するものであるから、富裕に優先するものであると同時に、自由貿易からの利益にも優先するものであると考えた。

第二は、国内産業の生産物に国内で税が賦課されているとき、外国産業の同種生産物に同等の税を課すことである。これは、そのような課税をしたあとで、内外産業に平等な条件で競争させることになる。国内産業に国内市場の独占を与えることもない。しかし、スミスは、この点について、一つの異論をとりあげている。すなわち、「もし課税の対象が国内の生活必需品の場合に、税の転嫁により必需品価格が上昇して労働者の生活費を上昇させ、結果的に労働の価格が上昇することになる。それによって国内生産物価格が上